

No. 1等、「最上級を意味する用語を用いる際のクラス区分等の明瞭な表示に関する規約運用の考え方」の策定について

1. 検討の経緯

現在行われている No.1 表示の中には、何が No.1 であるのか、どのクラスで No.1 であるのか等、その根拠が明確に表示されていないものが見受けられることから、No.1 表示等、最上級を意味する用語を用いる際のクラス区分等の明瞭な表示に関する規約運用の考え方を策定

<No.1 の前提条件等が明瞭に表示されていない例>

●● (車名) は No.1※の低燃費

No.1 の前提条件やクラス区分等が No.1 から離れた場所に表示されるなど、明瞭に表示されていない

※軽ワゴン（全高 1,550mm 以上の軽自動車）クラスにおける JC08 モード燃費消費率（国土交通省審査値）に基づく比較。2014 年●月現在、●●●調べ。

JC08モード 燃料消費率 32.6 km/L
（国土交通省審査値）

※燃料消費率は定められた試験条件での値です。お客さまの使用環境（気象、渋滞等）や運転方法（急発進、エアコン使用等）に応じて燃料消費率は異なります。

2. 表示の基本的な考え方

No.1 等、最上級を意味する用語を用いる際のクラス区分等の明瞭な表示については、以下に基づき表示するものとする

- ⇒ 当該 No.1 表示に近接した箇所に一体として視認できるよう表示すること
- ⇒ 当該 No.1 表示との大きさのバランスに留意すること
- ⇒ 当該 No.1 の内容について、平易な文言を使用すること

最上級を意味する用語を用いる際のクラス区分等の明瞭な表示に関する規約運用の考え方

2018年11月20日 新車委員会決定

1. 表示事項

- 1) No.1 の根拠となる、クラス区分等（排気量等のクラス区分、ボディタイプ等のカテゴリー No.1 である時点や期間等）の表示（以下「クラス区分」という）
- 2) クラス区分等の説明の表示（以下「クラス区分等の説明」という）
- 3) 数値や根拠などの条件を同じくするものが他に存在する場合のその旨の表示（以下「他にも存在する旨の表示」という）

2. 表示方法等

1) 表示箇所等

No.1 表示に近接した箇所に一体として視認できるよう表示すること

ただし、クラス区分等の説明及び他にも存在する旨の表示について、No. 1 表示に近接した箇所に表示できない場合は、※を付ける等当該 No.1 表示との関連を明確にして、以下に基づき表示することができるものとする

①活字媒体

ア. 新聞、チラシ、雑誌、インターネット（動画を除く）、カタログ

クラス区分の説明及び他にも存在する旨の表示については、同一紙面（画面）上にハガキサイズ（140 ミリ×100 ミリ）の範囲内に表示することができる

イ. インターネットバナー広告（220 ピクセル×75 ピクセル以下の場合）

クラス区分の説明及び他に存在する旨の表示については、リンク先ホームページで表示することで代えることができる

ウ. 電波媒体（テレビ（インターネットの動画を含む））

クラス区分の説明及び他にも存在する旨の表示については、同一画面で表示できない場合は、複数画面等で表示することで代えることができる

音声（ナレーション）で No. 1 である旨を表示する場合は、No. 1 の根拠となる、クラス区分等（排気量等のクラス区分、ボディタイプ等のカテゴリー、No.1 である時点や期間等）を明瞭に表示することとする

2) 文字の大きさ（文字数）、表示時間

①活字媒体（インターネットを除く）

クラス区分については 10 ポイント以上、クラス区分の説明及び他にも存在する旨の表示については 8 ポイント以上とする

ただし、No. 1 表示が 10 ポイント以下の場合、クラス区分については 8 ポイント以上とする

②電波媒体

ア. テレビ

1行あたりの文字数は、最大30文字とし、表示時間は、15秒以内のCMは1.5秒以上、16秒以上のCMは2秒以上とする

イ. ラジオ

可能な限り表示時間を確保するものとする

3) 強調して表示した文字の大きさとのバランス

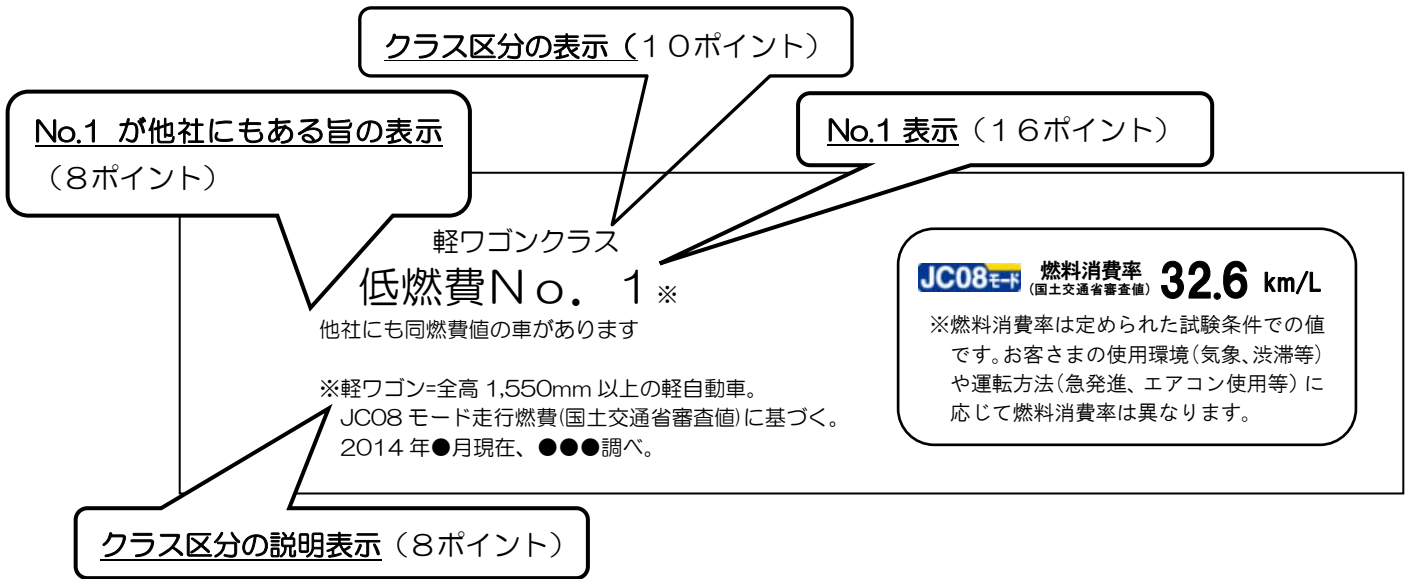
No.1表示と同一又は著しく異なる程度の文字の大きさで表示するものとし、クラス区分については、当該No.1表示の3分の1（かつ最低でも10ポイント（No.1表示が10ポイント以下の場合は8ポイント以上））以上の大きさで、クラス区分の説明及び他にも存在する旨の表示については、当該No.1表示の5分の1（最低8ポイント）以上の大きさとするものとする

4) 文字間・行間の余白、背景の色との対照性

文字間及び行間の余白を確保するとともに、背景の色とは対照的な色の組み合わせにすること等により、視認性を確保するものとする。

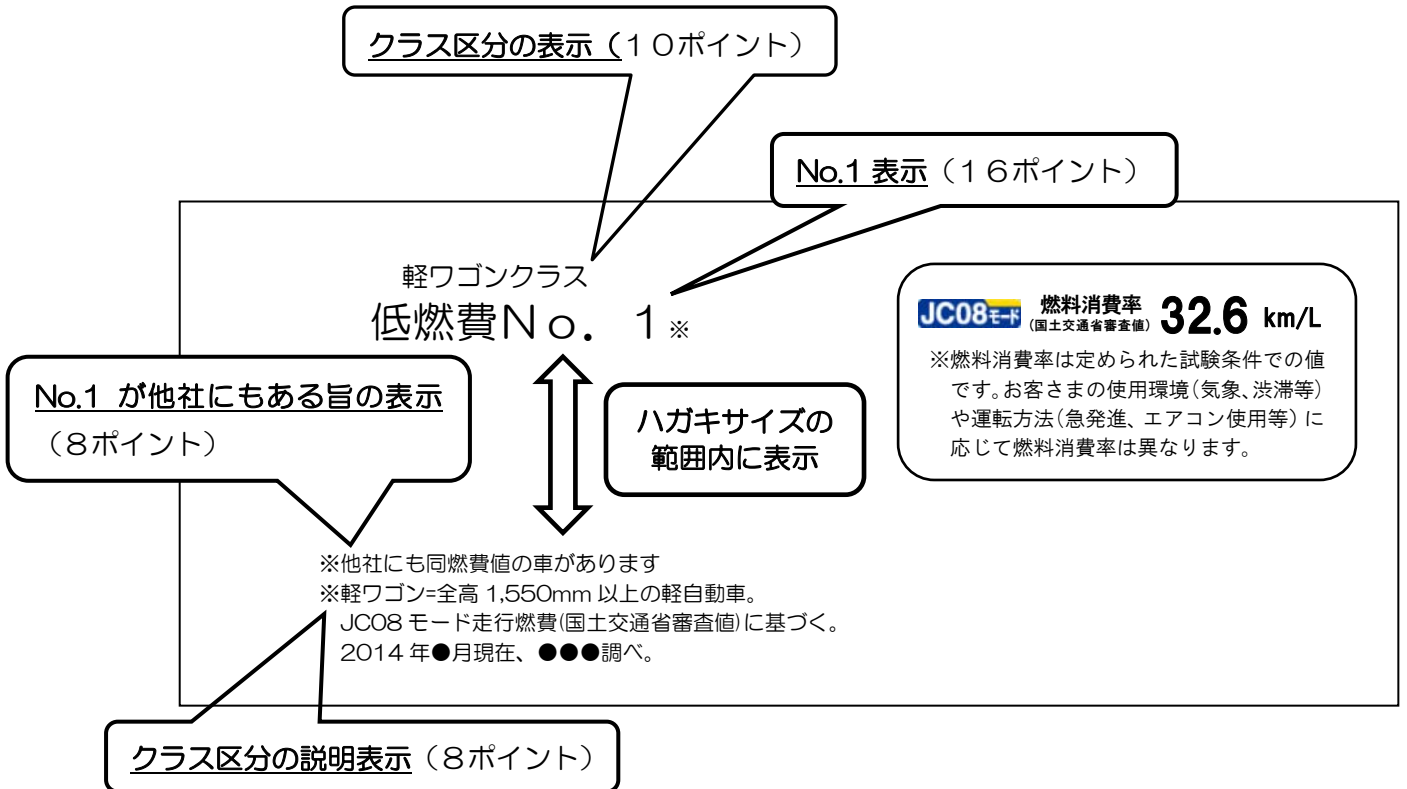
【表示例】 他社（OEM車含む）に同率首位が存在する場合

※クラス区分やクラス区分の説明等を No.1 表示に近接した箇所に表示した例



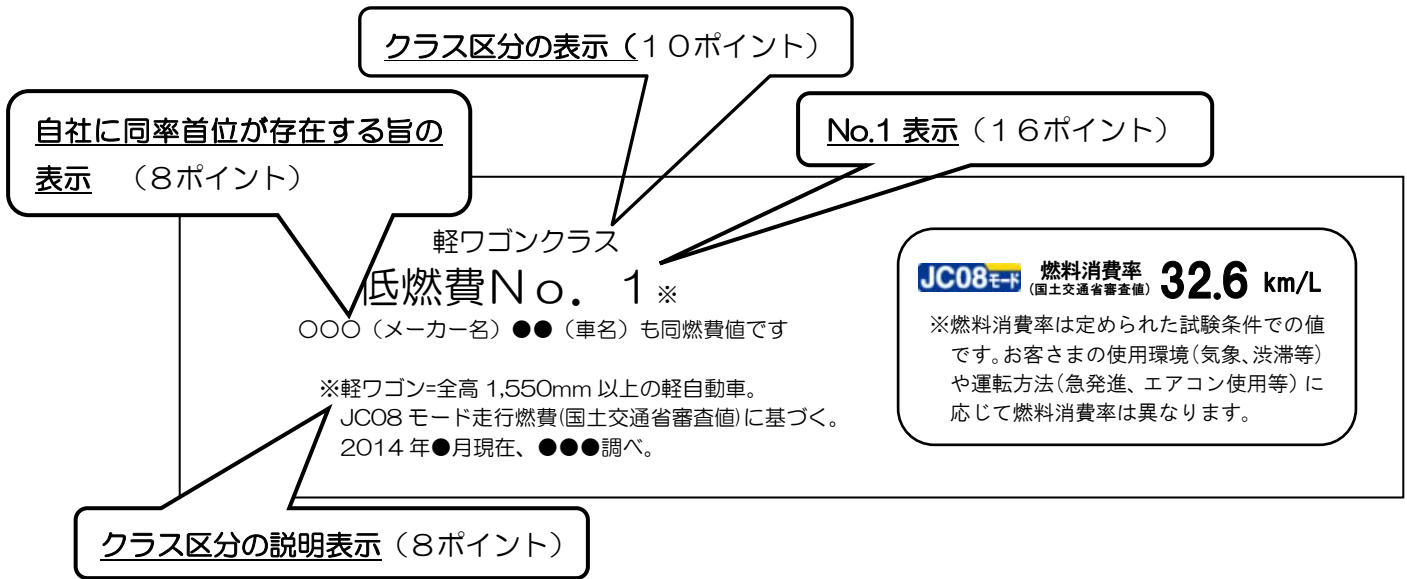
【表示例】 他社（OEM車含む）に同率首位が存在する場合

※クラス区分の説明及び他にも存在する旨の表示を No. 1 表示との関連性を明確にし、No.1 と離れた箇所に表示した例



【表示例】 兄弟車が同率首位の場合（メーカーが告知する例）

※クラス区分やクラス区分の説明等を No.1 表示に近接した箇所に表示した例



【表示例】 兄弟車が同率首位の場合（メーカーが告知する例）

※クラス区分の説明及び自社に同率首位が存在する旨の表示を No. 1 表示との関連性を明確にし、離れた箇所に表示した例

